

仕 様 書

- 1 件 名 自動車賃貸借（軽自動車2台）
2 対象車両台数 新車リース車両 2台
3 配置場所 （公社）ふくい農林水産支援センター（以下「センター」という。）
4 借入期間 令和4年9月1日から令和11年8月31日（84か月）
5 新車リースの規格および付属品等

車種・規格等	装 備
軽自動車 排気量 660CC 燃 料 ガソリン 変速機 AT 駆動方式 パートタイム4WD 最低地上高 205mm 車体色 シルバー又は白	エアコン、パワーステアリング、リアワイパー、 パワーウインドウ、ABS、エアバッグ（運転席、 助手席）、FM/AM ラジオ、スタッドレスタイヤ （ホイール付4本）、サイドバイザー、フロアマッ ト、三角停止表示板、ナンバー枠、荷台マット、 スペアタイヤ

- 6 リース方法 メンテナンス付リース
7 月間予想走行距離（1台あたり） 約1,000km
8 メンテナンス内容

原則として、メンテナンス時には、受注者が車両をその配置場所で引き取り、受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

(1) 3ヶ月点検

3ヶ月毎に実施する。

ステアリング ・パワーステアリングベルトの緩み、損傷

ブレーキ ・ブレーキペダルの遊び、踏み込んだ時の床板との隙間
・パーキングブレーキの引きしろ（踏みしろ）、効き具合
・ブレーキの効き具合 ・ブレーキの液量

エンジン ・ファンベルトのたわみ量 ・エンジンオイルの量、汚れ
・冷却水の量 ・ファンベルトの損傷 ・エンジンのかかり具合、異音
・バッテリーの液量、比重

タイヤ ・タイヤの空気圧 ・タイヤの溝の深さ ・タイヤの亀裂、損傷
・タイヤの異常な磨耗

その他 ・計器類の作用 ・ワイパーの状態 ・灯火装置、方向指示器の作
用 ・ウインドウオシシャ液量 ・下回り各部の損傷、漏れ
・クラッチペダルのあそび

(2) 法定点検

(3) 継続車検整備

(4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）

(5) パンク修理（縁石等の接触によるものを除く）

(6) バッテリー交換（必要に応じて）

- (7) ブレーキパッド交換（必要に応じて）
- (8) ワイパーブレード等各種消耗品の交換及び補充（必要に応じて）
- (9) 故障修理
- (10) 整備代車（事故時を除き、修理で48時間以上の所要が見込まれる場合）
※代車は、対人賠償：無制限、対物賠償：500万円（免責なし）以上に加
- (11) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) センターが装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、劣化、退色の修理、復元等
- (5) センターの過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

10 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の登録に要する費用
- (2) 自動車税
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車損害賠償責任保険（共済）料
- (5) 自動車取得税
- (6) 自動車リサイクル料金
- (7) 8に定めるメンテナンスに要する費用

11 リース料の支払い 毎月払い（履行後翌月払い）

12 その他

- (1) 点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 車両内にリース会社名、メンテナンス工場及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 点検、整備を行う場合は、車両ごとに実施時期をずらす等、可能な限り業務の支障とならないようセンターの担当者と調整すること。
- (5) 点検、整備終了後は、結果報告書を提出すること。
- (6) リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (7) 自動車製造メーカーの責任による瑕疵等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、センターと協議のうえ決定するものとする。